瀬戸市告示第１３５号

写

瀬戸市議会１２月定例会を次のとおり招集する。

令和８年１１月１７日

瀬戸市長　川 本 雅 之

１　日　　時　　令和８年１１月２６日　午前１０時

２　場　　所　　瀬戸市議会議事堂

議　案　一　覧　表

第８０号議案　瀬戸市将来計画２０４０基本構想の策定について…… 1

第８１号議案　瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について…… 2

第８２号議案　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について…… 5

第８３号議案　瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について…… 8

第８４号議案　一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について…… ２２

第８５号議案　瀬戸市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について…… ２６

第８６号議案　瀬戸市公民館（１４館）に係る指定管理者の指定について…… ２８

第８７号議案　瀬戸市道泉地域交流センターに係る指定管理者の指定について…… ２９

第８８号議案　瀬戸市新郷地域交流センターに係る指定管理者の指定について…… ３０

第８９号議案　瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について…… ３１

第９０号議案　瀬戸市指定ごみ袋及び瀬戸市指定資源物袋の買入れについて…… ３３

第９１号議案　瀬戸市火災予防条例の一部改正について…… ３５

第９２号議案　指定金融機関の指定について…… ３７

第９３号議案　瀬戸市立休日急病診療所に係る指定管理者の指定について……３８
第９４号議案　瀬戸市子ども医療費助成条例等の一部改正について……３９
第９５号議案　瀬戸特別支援学校リニューアル（建築）工事請負契約の変更について……４３
第９６号議案　陣屋線道路改良工事請負契約の変更について……４４
第９７号議案　倒木による物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について……４５
第９８号議案　市道路線の認定について……４７
第９９号議案　令和８年度瀬戸市一般会計補正予算（第７号）…別冊
第１００号議案　令和８年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）……別冊
第１０１号議案　令和８年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）……別冊
第１０２号議案　令和８年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）……別冊
第１０３号議案　令和８年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第２号）……別冊
第１０４号議案　令和８年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第２号）……別冊
諮問第１号　人権擁護委員の推薦について……別途
報告第１７号　専決処分の報告について……別紙
報告第１８号　専決処分の報告について……別紙

８年市長提出第８０号議案

瀬戸市将来計画２０４０基本構想の策定について

瀬戸市将来計画２０４０基本構想を別冊のように策定するものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

（理　由）

この案を提出するのは、瀬戸市将来計画２０４０基本構想を策定するに当たり、瀬戸市基本構想条例（平成２６年瀬戸市条例第２０号）第４条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

８年市長提出第８１号議案

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第１条　瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成２０年瀬戸市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　＜省略＞ ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に１００分の４５を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に６月に支給する場合においては１００分の１７５、１２月に支給する場合においては１００分の１８０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第５条　＜省略＞ ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に１００分の４５を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に１００分の１７５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

⑴から⑷まで　＜省略＞ 3　＜省略＞	⑴から⑷まで　＜省略＞ 3　＜省略＞

第２条　瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　＜省略＞ ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に１００分の４５を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に１００分の１７７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴から⑷まで　＜省略＞ ３　＜省略＞	（期末手当） 第５条　＜省略＞ ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に１００分の４５を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に６月に支給する場合においては１００分の１７５、１２月に支給する場合においては１００分の１８０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴から⑷まで　＜省略＞ ３　＜省略＞

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、

令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（理　由）

この案を提出するのは、令和８年８月７日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市議会の議員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

８年市長提出第８２号議案

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　特別職の職員の給与に関する条例（昭和３６年瀬戸市条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第４条　＜省略＞ ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和３６年瀬戸市条例第４号）第２０条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１７５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の１８０」とし、同条第５項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に１００分の２５を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。	（期末手当） 第４条　＜省略＞ ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和３６年瀬戸市条例第４号）第２０条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１７５」とし、同条第５項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に１００分の２５を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

第２条　特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第４条　＜省略＞ ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和３６年瀬戸市条例第４号）第２０条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１７７．５」とし、同条第５項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に１００分の２５を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。	（期末手当） 第４条　＜省略＞ ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和３６年瀬戸市条例第４号）第２０条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１７５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の１８０」とし、同条第５項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に１００分の２５を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（理　由）

この案を提出するのは、令和８年８月７日付けの人事院勧告の内容を考慮し、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、特別職の職員の給与に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

８年市長提出第８３号議案

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第２０条　＜省略＞ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合においては１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴から⑷まで　＜省略＞ ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」とする。 ４から６まで　＜省略＞ （勤勉手当） 第２１条　＜省略＞ ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が	（期末手当） 第２０条　＜省略＞ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２６．２５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴から⑷まで　＜省略＞ ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」とする。 ４から６まで　＜省略＞ （勤勉手当） 第２１条　＜省略＞ ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が

定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第１４項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合においては１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合においては１００分の１０８．７５を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合においては１００分の５１．２５、１２月に支給する場合においては１００分の５３．７５を乗じて得た額の総額 ３から５まで　＜省略＞	定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第１４項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０６．２５を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５１．２５を乗じて得た額の総額 ３から５まで　＜省略＞

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

職員の区分	級／号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800

8	214, 700	261, 200	293, 200	329, 900	356, 700	390, 900	447, 200	514, 300
9	216, 200	262, 600	294, 200	331, 200	358, 300	392, 200	448, 800	516, 300
10	217, 900	263, 800	295, 300	332, 800	360, 000	393, 800	450, 300	
11	219, 500	265, 100	296, 300	334, 500	361, 700	395, 400	451, 800	
12	221, 100	266, 400	297, 300	336, 100	363, 400	396, 900	453, 300	
13	222, 600	267, 600	298, 300	337, 600	364, 900	398, 800	454, 800	
14	224, 300	268, 800	299, 600	339, 200	366, 500	400, 700	456, 100	
15	226, 000	270, 100	300, 900	340, 900	368, 100	402, 600	457, 400	
16	227, 700	271, 300	302, 100	342, 500	369, 600	404, 400	458, 600	
17	228, 900	272, 400	303, 400	344, 000	370, 900	405, 900	459, 800	
18	230, 500	273, 500	304, 700	345, 700	372, 600	407, 700	461, 100	
19	232, 100	274, 600	306, 000	347, 400	374, 200	409, 400	462, 400	
20	233, 600	275, 700	307, 200	349, 000	375, 800	411, 000	463, 600	
21	235, 100	276, 600	308, 300	350, 400	376, 900	412, 700	464, 800	
22	236, 700	277, 600	309, 500	352, 100	378, 400	414, 100	465, 600	
23	238, 300	278, 600	310, 800	353, 800	379, 900	415, 500	466, 400	
24	239, 900	279, 600	312, 100	355, 400	381, 400	416, 900	467, 200	
25	241, 500	280, 600	313, 400	356, 600	383, 100	418, 300	467, 800	
26	243, 200	281, 500	314, 500	358, 500	384, 900	419, 500	468, 400	
27	244, 500	282, 300	315, 500	360, 200	386, 500	420, 700	469, 000	
28	245, 800	283, 200	316, 500	361, 800	388, 200	421, 700	469, 600	
29	247, 100	284, 000	317, 700	363, 300	389, 600	422, 800	470, 300	
30	248, 200	284, 800	318, 900	364, 900	390, 900	424, 000	471, 100	
31	249, 300	285, 700	320, 100	366, 500	392, 100	425, 100	471, 500	
32	250, 400	286, 400	321, 300	368, 100	393, 500	426, 200	472, 200	
33	251, 500	287, 200	322, 500	369, 800	394, 600	426, 900	472, 700	
34	252, 400	288, 000	323, 800	371, 600	395, 500	427, 600	473, 100	
35	253, 300	288, 800	325, 200	373, 400	396, 500	428, 200	473, 500	
36	254, 300	289, 400	326, 500	375, 200	397, 500	428, 900	473, 900	
37	255, 300	290, 100	327, 800	376, 700	398, 300	429, 500	474, 300	
38	256, 200	290, 900	329, 100	378, 100	399, 200	430, 100	474, 600	
39	257, 100	291, 600	330, 400	379, 500	400, 100	430, 600	474, 900	
40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000	475, 200	
41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400	475, 500	
42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600	475, 800	
43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900	476, 100	
44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200	476, 400	
45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700	
46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800		
47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100		

48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400		
49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600		
50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900		
51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100		
52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400		
53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600		
54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900		
55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200		
56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500		
57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700		
58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000		
59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300		
60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500		
61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700		
62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000		
63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300		
64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500		
65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700		
66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000		
67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300		
68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500		
69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700		
70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000		
71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300		
72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500		
73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700		
74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400			
75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700			
76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900			
77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100			
78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400			
79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700			
80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900			
81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100			
82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400			
83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700			
84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900			
85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100			
86	275, 500	315, 300	366, 500					
87	275, 800	315, 600	366, 900					

	88	276,100	315,900	367,300					
	89	276,400	316,200	367,500					
	90	276,700	316,500	367,900					
	91	277,000	316,800	368,300					
	92	277,300	317,100	368,700					
	93	277,600	317,300	368,900					
	94		317,500	369,200					
	95		317,800	369,600					
	96		318,200	369,900					
	97		318,400	370,200					
	98		318,700	370,600					
	99		319,000	371,000					
	100		319,400	371,400					
	101		319,600	371,900					
	102		319,900	372,300					
	103		320,200	372,700					
	104		320,500	373,100					
	105		320,700	373,600					
	106		321,000	374,000					
	107		321,300	374,300					
	108		321,600	374,600					
	109		321,800	375,000					
	110		322,100						
	111		322,500						
	112		322,800						
	113		323,000						
	114		323,200						
	115		323,500						
	116		323,900						
	117		324,100						
	118		324,300						
	119		324,600						
	120		324,900						
	121		325,200						
	122		325,400						
	123		325,700						
	124		326,000						
	125		326,300						
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

短時間勤務職員		円 218,800	円 247,600	円 292,400	円 314,800	円 331,600	円 359,500	円 405,400	円 442,400

第２条　瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第３（第１５条関係）
<table><tr><th>手当の種類</th><th>支給を受ける者の範囲</th><th>支給額</th></tr><tr><td colspan="3">＜省略＞</td></tr><tr><td rowspan="2">廃棄物処理業務手当</td><td>ごみの収集若しくは運搬若しくは埋立てその他の方法による処理又はし尿処理作業に従事したとき。</td><td>＜省略＞</td></tr><tr><td>＜省略＞</td><td>＜省略＞</td></tr><tr><td colspan="3">＜省略＞</td></tr></table></td><td>別表第３（第１５条関係）
<table><tr><th>手当の種類</th><th>支給を受ける者の範囲</th><th>支給額</th></tr><tr><td colspan="3">＜省略＞</td></tr><tr><td rowspan="2">廃棄物処理業務手当</td><td>クリーンセンター及び資源リサイクルセンターにおけるごみの収集若しくは運搬若しくは埋立てその他の方法による処理又はし尿処理作業に従事したとき。</td><td>＜省略＞</td></tr><tr><td>＜省略＞</td><td>＜省略＞</td></tr><tr><td colspan="3">＜省略＞</td></tr></table></td></tr>
</table>

第３条　瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第２０条　＜省略＞ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第２０条　＜省略＞ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合においては１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

⑴から⑷まで　＜省略＞	⑴から⑷まで　＜省略＞
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」とする。	3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」とする。
４から６まで　＜省略＞	４から６まで　＜省略＞
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第２１条　＜省略＞	第２１条　＜省略＞
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第１４項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０７．５を乗じて得た額の総額	⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第１４項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合においては１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合においては１００分の１０８．７５を乗じて得た額の総額
⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５２．５を乗じて得た額の総額	⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合においては１００分の５１．２５、１２月に支給する場合においては１００分の５３．７５を乗じて得た額の総額
３から５まで　＜省略＞	３から５まで　＜省略＞

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。ただし、第２条の規定は令和９年１月１日から、第３条の規定は令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例（附則第４項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

３　適用の日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

４　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の瀬戸市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（特殊勤務手当に関する経過措置）

５　第２条の規定による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例の規定は、令和９年１月１日以後に行う業務について適用し、令和９年１月１日前に行われた業務に対する特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

（理　由）

この案を提出するのは、令和８年８月７日付けの人事院勧告の内容等を

考慮し、瀬戸市職員の給料月額等を改定し、及び特殊勤務手当の一部を改正するに当たり、瀬戸市職員の給与に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

第１条　瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正　新旧対照表（別表第１のみ）

新

別表第１（第４条関係）

職員の区分	級／号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	

旧

別表第１（第４条関係）

職員の区分	級／号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	

24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	
25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	
26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	
27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	
28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600	
29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300	
30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100	
31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500	
32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200	
33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700	
34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100	
35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500	
36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900	
37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300	
38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600	
39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900	
40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200	
41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500	
42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800	
43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100	
44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400	
45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700	
46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800		
47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100		
48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400		
49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600		
50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900		
51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100		
52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400		
53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600		

24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		

54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900		
55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200		
56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500		
57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700		
58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000		
59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300		
60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500		
61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700		
62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000		
63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300		
64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500		
65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700		
66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000		
67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300		
68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500		
69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700		
70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000		
71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300		
72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500		
73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700		
74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400			
75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700			
76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900			
77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100			
78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400			
79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700			
80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900			
81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100			
82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400			
83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700			

54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			

84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900			
85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100			
86	275,500	315,300	366,500					
87	275,800	315,600	366,900					
88	276,100	315,900	367,300					
89	276,400	316,200	367,500					
90	276,700	316,500	367,900					
91	277,000	316,800	368,300					
92	277,300	317,100	368,700					
93	277,600	317,300	368,900					
94		317,500	369,200					
95		317,800	369,600					
96		318,200	369,900					
97		318,400	370,200					
98		318,700	370,600					
99		319,000	371,000					
100		319,400	371,400					
101		319,600	371,900					
102		319,900	372,300					
103		320,200	372,700					
104		320,500	373,100					
105		320,700	373,600					
106		321,000	374,000					
107		321,300	374,300					
108		321,600	374,600					
109		321,800	375,000					
110		322,100						
111		322,500						
112		322,800						
113		323,000						

84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					
89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						

	114		323,200						
	115		323,500						
	116		323,900						
	117		324,100						
	118		324,300						
	119		324,600						
	120		324,900						
	121		325,200						
	122		325,400						
	123		325,700						
	124		326,000						
	125		326,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 218,800	円 247,600	円 292,400	円 314,800	円 331,600	円 359,500	円 405,400	円 442,400

	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200

８年市長提出第８４号議案

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（給与の特例）
第５条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td>１</td><td>４１９，０００円</td></tr>
<tr><td>２</td><td>４７０，０００円</td></tr>
<tr><td>３</td><td>５２５，０００円</td></tr>
<tr><td>４</td><td>５９３，０００円</td></tr>
<tr><td>５</td><td>６７７，０００円</td></tr>
<tr><td>６</td><td>７９０，０００円</td></tr>
<tr><td>７</td><td>９２３，０００円</td></tr>
</table>
２から４まで　＜省略＞
（給与条例の適用除外等）
第６条　＜省略＞
２　特定任期付職員に対する給与条例第１２条の２第１項、第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用につ</td><td>（給与の特例）
第５条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td>１</td><td>４０５，０００円</td></tr>
<tr><td>２</td><td>４５５，０００円</td></tr>
<tr><td>３</td><td>５０８，０００円</td></tr>
<tr><td>４</td><td>５７４，０００円</td></tr>
<tr><td>５</td><td>６５５，０００円</td></tr>
<tr><td>６</td><td>７６５，０００円</td></tr>
<tr><td>７</td><td>８９３，０００円</td></tr>
</table>
２から４まで　＜省略＞
（給与条例の適用除外等）
第６条　＜省略＞
２　特定任期付職員に対する給与条例第１２条の２第１項、第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用につ</td></tr>
</table>

いては、給与条例第１２条の２第１項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第４号）第５条第１項の給料表」と、給与条例第１９条の２第１項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第５条第１項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」とする。	いては、給与条例第１２条の２第１項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第４号）第５条第１項の給料表」と、給与条例第１９条の２第１項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第５条第１項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」とする。

第２条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第６条　＜省略＞ ２　特定任期付職員に対する給与条例第１２条の２第１項、第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１２条の２第１項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第４号）第５条第１項の給料表」と、給与条例第１９条の２第１項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第	（給与条例の適用除外等） 第６条　＜省略＞ ２　特定任期付職員に対する給与条例第１２条の２第１項、第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１２条の２第１項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第４号）第５条第１項の給料表」と、給与条例第１９条の２第１項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第

５条第１項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の９０」とする。	５条第１項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第４項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

３　適用の日（以下「適用日」という。）前に市長の定める号給を異にして異動した職員の適用日における号給については、その者が適用日において号給を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

４　改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（理　由）

この案を提出するのは、令和８年８月７日付けの人事院勧告の内容を考慮し、特定任期付職員の給料月額等を改定するに当たり、一般職の任期付職員の採用等に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

８年市長提出第８５号議案

瀬戸市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

瀬戸市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年瀬戸市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（登録資格） 第２条　認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 ⑴　地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。以下「施行規則」という。）第１８条の３第１項第６号に規定する職務代行者 ⑵から⑷まで　＜省略＞	（登録資格） 第２条　認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 ⑴　地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。以下「施行規則」という。）第１９条第１項第１号へに規定する職務代行者 ⑵から⑷まで　＜省略＞
（登録） 第４条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき施行規則第１８条の３第１項の規定により	（登録） 第４条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき施行規則第２１条第２項の規定により作成

作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査した後、認可地縁団体印鑑登録原票により認可地縁団体印鑑の登録をするものとする。	された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査した後、認可地縁団体印鑑登録原票により認可地縁団体印鑑の登録をするものとする。
（代理人による申請） 第１２条　施行規則第１８条の３第１項第７号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。	（代理人による申請） 第１２条　施行規則第１９条第１項第１号トに規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。
２　＜省略＞	２　＜省略＞

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（理　由）

この案を提出するのは、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第８６号）の施行に伴い、瀬戸市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

８年市長提出第８６号議案

瀬戸市公民館（１４館）に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

１　施設の名称

瀬戸市公民館（１４館）

２　指定管理者となる団体

瀬戸市追分町６４番地の１

瀬戸市公民館協議会

会長　加藤英憲

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（理　由）

この案を提出するのは、瀬戸市公民館（１４館）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

８年市長提出第８７号議案

瀬戸市道泉地域交流センターに係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

１　施設の名称

瀬戸市道泉地域交流センター

２　指定管理者となる団体

瀬戸市道泉町５３番地の５

道泉地域力推進協議会

会長　加藤義人

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（理　由）

この案を提出するのは、瀬戸市道泉地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

８年市長提出第８８号議案

瀬戸市新郷地域交流センターに係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

１　施設の名称

瀬戸市新郷地域交流センター

２　指定管理者となる団体

瀬戸市東赤重町１丁目１００番地

新郷地域力推進協議会

会長　村田侑

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（理　由）

この案を提出するのは、瀬戸市新郷地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

８年市長提出第８９号議案

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年瀬戸市条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（一般廃棄物の自己処理） 第６条　土地又は建物の占有者で、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理する者は、その一般廃棄物を法第６条の２第２項及び第４項に定める基準に準じて、処理しなければならない。	（一般廃棄物の自己処理） 第６条　土地又は建物の占有者で、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理する者は、その一般廃棄物を法第６条の２第２項及び第３項に定める基準に準じて、処理しなければならない。
（多量の一般廃棄物） 第７条　法第６条の２第７項の規定により、市長が指示することができる多量の事業系ごみ（し尿等を除く。）は、その事業系ごみの１日平均排出量が２０キログラム以上又は一時的排出量が１００キログラム以上のものとする。	（多量の一般廃棄物） 第７条　法第６条の２第５項の規定により、市長が指示することができる多量の事業系ごみ（し尿等を除く。）は、その事業系ごみの１日平均排出量が２０キログラム以上又は一時的排出量が１００キログラム以上のものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（理　由）

この案を提出するのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第４３号）の公布に伴い、瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

８年市長提出第９０号議案

瀬戸市指定ごみ袋及び瀬戸市指定資源物袋の買入れについて

本市は、次の内容により瀬戸市指定ごみ袋及び瀬戸市指定資源物袋を買い入れるものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

１　買入物件　　瀬戸市指定ごみ袋及び瀬戸市指定資源物袋

２　形状、種類及び枚数　　低密度ポリエチレン製ごみ袋（手提げ型マチ有り（ベロ付））１０枚１セット

燃えるごみ

４５リットル　３，１９０，５００枚

３０リットル　１，５００，０００枚

２０リットル　　５００，０００枚

燃えないごみ

４０リットル　　８７，５００枚

資源物

４５リットル　１，５２８，０００枚

３０リットル　　２１２，０００枚

３　契約方法　　一般競争入札

４　買入価額　　６６，２７１，５４６円

５　買 入 先　　愛知県丹羽郡大口町堀尾跡二丁目２８番地の６

江口商事株式会社

代表取締役　江口仙一

（理　由）

この案を提出するのは、瀬戸市指定ごみ袋及び瀬戸市指定資源物袋の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和５２年瀬戸市条例第１号）第３条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

８年市長提出第９１号議案

瀬戸市火災予防条例の一部改正について

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和３７年瀬戸市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（液体燃料を使用する器具） 第１８条　＜省略＞ ２　＜省略＞ ３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。	（液体燃料を使用する器具） 第１８条　＜省略＞ ２　＜省略＞
（固体燃料を使用する器具） 第１９条　＜省略＞ ２　＜省略＞ ３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。	（固体燃料を使用する器具） 第１９条　＜省略＞ ２　＜省略＞
（気体燃料を使用する器具） 第２０条　＜省略＞ ２　＜省略＞	（気体燃料を使用する器具） 第２０条　＜省略＞ ２　＜省略＞

3　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。	
（電気を熱源とする器具） 第２１条　＜省略＞ ２　＜省略＞ 3　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。	（電気を熱源とする器具） 第２１条　＜省略＞ ２　＜省略＞

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（理　由）

この案を提出するのは、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理を図るため、瀬戸市火災予防条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

８年市長提出第９２号議案

指定金融機関の指定について

本市は、次の内容により指定金融機関を指定するものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

１　指定金融機関

瀬戸信用金庫

２　指定期間

令和９年７月１日から令和１４年６月３０日まで

（理　由）

この案を提出するのは、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条第２項及び同法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６８条第２項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

８年市長提出第９３号議案

瀬戸市立休日急病診療所に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

１　施設の名称

瀬戸市立休日急病診療所

２　指定管理者となる団体

瀬戸市西長根町１０番地

一般社団法人瀬戸旭医師会

会長　青山貴彦

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（理　由）

この案を提出するのは、瀬戸市立休日急病診療所の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

８年市長提出第９４号議案

瀬戸市子ども医療費助成条例等の一部改正について

瀬戸市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

（瀬戸市子ども医療費助成条例の一部改正）

第１条　瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和４８年瀬戸市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（受給者証） 第５条　＜省略＞ ２から４まで　＜省略＞ ５　前項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、子ども医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。ただし、受給者が受給者証に代えてマイナンバーカード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。	（受給者証） 第５条　＜省略＞ ２から４まで　＜省略＞ ５　前項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、子ども医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。

（瀬戸市心身障害者医療費助成条例の一部改正）

第２条　瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和４８年瀬戸市条例第２６

号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（受給者証） 第５条　＜省略＞ ２　前項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、障害者医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。ただし、受給者が受給者証に代えてマイナンバーカード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。	（受給者証） 第５条　＜省略＞ ２　前項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、障害者医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。

（瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部改正）

第３条　瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和５３年瀬戸市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（受給者証） 第３条　＜省略＞ ２　前項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、次条第１項の規定による医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において医療を受ける際、当該医療機関等に受給者	（受給者証） 第３条　＜省略＞ ２　前項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、次条第１項の規定による医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において医療を受ける際、当該医療機関等に受給者

証を提示するものとする。ただし、受給者が受給者証に代えてマイナンバーカード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。	証を提示するものとする。

（瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部改正）

第４条　瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成１５年瀬戸市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（受給資格者） 第３条　この条例により医療費の助成を受けることができる資格（以下「受給資格」という。）を有する者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する精神障害者であって、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）による被保険者又は規則に定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。	（受給資格者） 第３条　この条例により医療費の助成を受けることができる資格（以下「受給資格」という。）を有する者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する精神障害者であって、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による被保険者又は規則に定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。
⑴から⑷まで　＜省略＞	⑴から⑷まで　＜省略＞
２及び３　＜省略＞	２及び３　＜省略＞
４　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。	４　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。
⑴から⑶まで　＜省略＞	⑴から⑶まで　＜省略＞
⑷　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号）別	⑷　高齢者の医療の確保に関する法律による医療を受けることができる者で高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号）別表に定める程度の障害の状態に

表に定める程度の障害の状態にある６５歳以上のもの（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号又は第５５条の２第１項第２号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）	ある６５歳以上のもの（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号又は第５５条の２第１項第２号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）
⑸　＜省略＞	⑸　＜省略＞
（受給者証）	（受給者証）
第５条　＜省略＞	第５条　＜省略＞
２　前項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、精神障害者医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。ただし、受給者が受給者証に代えてマイナンバーカード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。	２　前項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、精神障害者医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（理　由）

この案を提出するのは、子ども医療費等の助成における受給者証の確認について、医療機関等におけるオンライン資格確認が可能となることに伴い、瀬戸市子ども医療費助成条例、瀬戸市心身障害者医療費助成条例、瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例及び瀬戸市精神障害者医療費助成条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

８年市長提出第９５号議案

瀬戸特別支援学校リニューアル（建築）工事請負契約の変更について

令和８年６月２５日議会の議決を経て締結した瀬戸特別支援学校リニューアル（建築）工事請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

契約金額

変更前　　１，２４１，９００，０００円

変更後　　１，４００，５７５，０００円

（理　由）

この案を提出するのは、瀬戸特別支援学校リニューアル（建築）工事請負契約の金額の変更に伴い、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和５２年瀬戸市条例第１号）第２条の規定により、議会の議決を求める必要があるからである。

８年市長提出第９６号議案

陣屋線道路改良工事請負契約の変更について

令和７年９月３０日議会の議決を経て締結した陣屋線道路改良工事請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

契約金額

変更前　　１８１，５００，０００円

変更後　　２０９，１４０，８００円

（理　由）

この案を提出するのは、陣屋線道路改良工事請負契約の金額の変更に伴い、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和５２年瀬戸市条例第１号）第２条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

８年市長提出第９７号議案

倒木による物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

本市が当事者である倒木による物損事故について、次によりその損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

１　事故の概要

令和８年４月２７日尾張旭市根の鼻町２丁目地内において、相手方普通乗用自動車が駐車中、隣接する市管理地に自生した樹木が倒れ、当該車両が損傷した物損事故

２　損傷の状況

フロントバンパー、ボンネット、ルーフ等の損傷

３　損害賠償の額

１，９５２，６５４円（車両損害料及び代車費用）

４　和解の要旨

⑴　本市と相手方は、本件事故に係る損害が上記３の金額１，９５２，６５４円であること及び同金員は全て本市において支払済みであることを認める。

⑵　本市と相手方は、本件事故に基づく損害に関し、本和解に定めるもののほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。

（理　由）

この案を提出するのは、本市が当事者である倒木による物損事故に係る損害賠償の額を決定し、及び和解するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、議会

の議決を求めるため必要があるからである。

８年市長提出第９８号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月２６日提出

瀬戸市長　川 本 雅 之

路線番号	路　線　名	起　点
		終　点
２５０	山の田北浦線	山の田町１８７番１地先
		山の田町４３番１９０地先

認定路線図

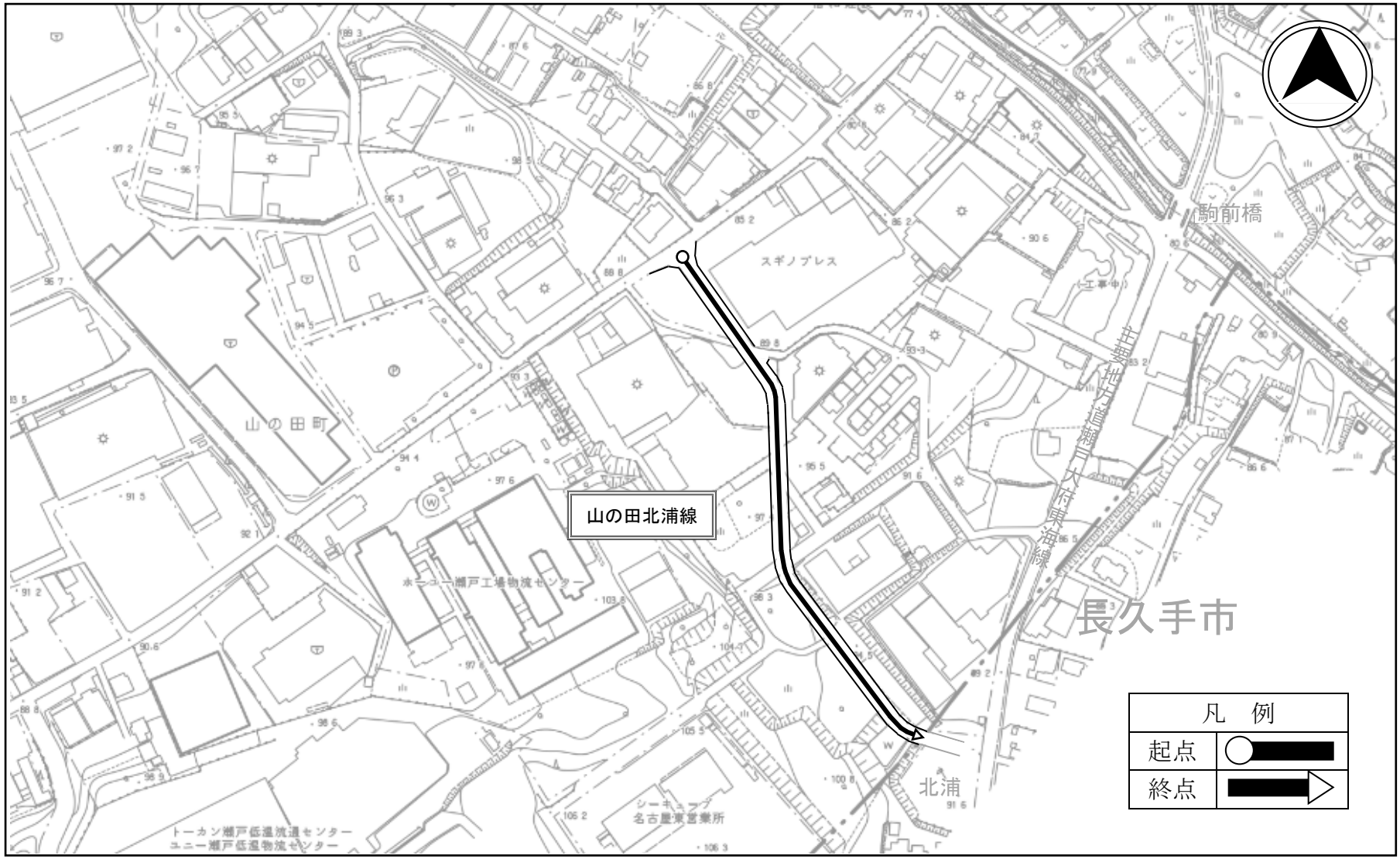
山の田北浦線
山の田町
スギノプレス
駒前橋
主要地方道瀬戸大府東海線
長久手市
北浦
ホーユー瀬戸工場物流センター
トーカン瀬戸低温流通センター
ユニー瀬戸低温物流センター
シーキューブ
名古屋東営業所
凡　例
起点
終点